

畜 第2398号
令和2年2月27日

一般社団法人 神奈川県トラック協会長 様

神奈川県環境農政局農政部畜産課長



国内でのCSF（豚熱）発生に係る養豚農場への飼料運搬時における消毒の徹底について（依頼）

家畜衛生対策事業につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年7月22日付け元消安第1471号により農林水産省から、飼料運搬事業者に対し、農場出入口での車両消毒等の徹底を周知するよう通知がありました（別添「第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について」参照）。

そこで、本病のまん延防止には、農場へ出入する機会の多い、飼料運搬事業者の皆様の御協力が不可欠となっていることから、国の通知に基づき、農家出入口での車両消毒（乗降ステップやアクセル・ブレーキペダルを含む）及び更衣等の励行、場内で下車する際にブーツカバーを装着（又は農場専用の足置きマットの利用）するよう、貴下会員に周知徹底していただきますよう御配慮をお願いいたします。

なお、令和元年9月27日付け元消安第2565号・元生畜第818号により農林水産省から、飼料関係団体へ同様の内容が通知されておりますことを申し添えます（別添「豚コレラ感染の確認に伴う飼料配送時の消毒の徹底等について」参照）。

問合せ先

安全管理グループ 森、仲澤
電話 045(210)4518（直）
ファクシミリ 045(210)8850



元消安第1471号
令和元年7月22日

神奈川県環境農政局農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について

平素より家畜衛生の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

岐阜県及び愛知県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成30年9月9日付け30消安第3033号農林水産省消費・安全局長通知）等の累次の通知に基づき対応いただいているところです。

今般、第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会において、主に23例目から28例目について検討した結果（別紙）、「農場の境界にワイヤーメッシュ柵や電柵が設置されていなかったこと、「豚舎に防鳥ネットが適切に設置されていなかったこと、「豚舎内外に多数のネズミが確認されたことや、「農場出入口において、工事関係車両の車両消毒を実施していなかったこと」こと、「豚舎ごとの長靴の履き替えや作業着や手袋は使用されていなかったこと」こと、また、「母豚を移動する際、豚舎外を歩かせていたこと、「給餌車は、石灰帯を通過するのみで、車輪の消毒等は実施せず豚舎に入りしていたこと等から、近隣の発生農場由来又は、感染野生イノシシ由来のウイルスが、人、車両やネズミ等の野生動物の出入りを介して農場内に侵入し、農場内が汚染された場合、豚の移動やネズミ等の野生動物、人や給餌車の出入りを介して豚舎内に侵入した可能性があることが報告され、豚コレラの発生拡大防止対策が提言されたところです。つきましては、下記1について、貴県の豚飼養農場に対し改めて御指導くださるとともに、2については、と畜場に対し御指導くださるようお願いします。また、3について、貴県において慰労なきよう御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 豚飼養農場が遵守すべき項目

（1）全ての地域

ア 豚舎周囲の除草や木の伐採による緩衝帯の設置、豚舎内外の整理・整頓・清掃等によりネズミ等の野生動物が接近しにくい環境とすること。また、飼料タンク下や飼料輸送中の餌こぼし防止のための清掃消毒、排泄物保管場所や資材保管場所の野生動物侵入防止対策により、野生動物を農場内に誘引しないよう

ること。

3 県が対応を徹底すべき項目

- (1) 豚及びイノシシ飼養農場から豚の異状の通報を受けた場合は、豚コレラ発生を疑うものとして速やかに検査を行うよう徹底すること。
- (2) これまでの発生農場における感染確認までの経過から、農場にウイルスが侵入してから症状等により豚コレラを疑うまでには1か月程度を要する可能性が高いことから、感染リスクがある地域の農場から豚を出荷する場合は、事前に検査を実施する等、予防的な対策を実施すること。
- (3) 農家台帳等により農場に出入りしている飼料運搬事業者、死亡獣畜運搬事業者等をリストアップし、農家出入口での車両消毒（乗降ステップやアクセル・ブレーキペダルを含む）及び更衣等の励行、場内で下車する際にブーツカバーを装着（又は農場専用の足置きマットの利用）するよう指導すること。

2019年7月18日
拡大豚コレラ疫学調査チーム

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の結果概要

本日の検討会では、主に23例目から28例目について、現時点で判明している事実関係をもとにして豚コレラの感染経路、今後の対策を検討した。概要は以下のとおり。

○ 豚コレラの感染経路に関するまとめ

各発生事例の推定ウイルス侵入時期、農場及び豚舎へのウイルスの侵入要因について、これまでの調査で得られている情報の範囲内で検討した結果、比較的可能性の高いものを中心に記載した。

1. 農場への感染経路について

【23例目（愛知県・田原市）：5月17日発生】

2農場からなる養豚団地に所在し、約3,400頭を飼養する一貫経営農場。21例目発生に伴う清浄性確認検査においてPCR陽性個体が複数の豚舎で確認され、県が立入検査を実施したところ、これら以外の豚舎でも感染が確認された。養豚団地を構成している別の1農場についても、疫学的な交差が疑われたことから、防疫措置がとられた。殺処分前の検査の結果、別の1農場については、陰性が確認された。

（1）ウイルスの侵入時期

- ① 5月16日と17日にそれぞれ実施された、摘発時及び殺処分前の検査の結果、複数の豚舎の母豚と肥育豚でELISA陽性個体が複数確認され、かつELISA陽性個体のうち、PCRが陰性となった個体も、母豚と肥育豚の両方で複数確認されたこと
- ② 16例目農場での発生に伴い、3月30日に立ち入り検査（発生状況確認検査）を実施しており、発生豚舎でも採材が行われた（採材豚房は不明）が、陰性が確認されたこと
- ③ 5月8日に、と畜場への特例出荷のための立入検査を行っており、発生豚舎でも採材しているが、採材を行っているのは、1豚房のみで、発生時の陽性豚房ではなかったことから、この時点では限局的な感染が起こっていた可能性は否定できないこと
- ④ 当該農場では、離乳舎と肥育舎が複数あるが、分娩舎との関係は固定されておらず、いずれの分娩舎からも子豚を受け入れている。それにもかかわらず、肥育舎のうち半数で感染が確認されていないことから、肥育舎への感染拡大は、感染した新生子豚が3か月程度をかけて肥育舎まで移動したことによるとは考えにくいこと

- 上を経過していれば、ストール舎でも感染が広がっていたと考えられる。それにもかかわらず、群飼舎から母豚が移動するストール舎では感染は認められていないこと
 - ③ ELISA 陽性個体は当該分娩舎とそれに隣接する群飼舎において 1 頭ずつ確認されており、いずれも PCR 陰性であったこと
 - ④ これらの飼養豚の移動状況や検査結果から、この 2 頭は当該分娩舎にいた時期か当該分娩舎に移動してくる際に感染したと思われること
- から、当該農場へのウイルスの侵入は 4 月上旬から 4 月下旬に当該分娩舎で起こったと考えられる。

(2) 農場への侵入要因

- ① 農場の周辺では感染野生イノシシが多数確認されており、最も近い事例では農場からの距離が約 400m であったこと
 - ② 農場周辺にはワイヤーメッシュ柵もしくは電柵が設置されており、イノシシが農場内に侵入する可能性は低いこと
 - ③ 分娩舎等の一部の豚舎で手給餌を行う際、衛生管理区域外に出て飼料タンクから飼料を積み込み、豚舎に戻る必要があったが、衛生管理区域外を通行する際、石灰帯を通過するのみで噴霧器等による車輪の消毒を行っていなかったこと
 - ④ 一部の豚舎には防鳥ネットが設置されていない箇所があり、また、豚舎の内外で多数のネズミとその痕跡が認められたこと
 - ⑤ 翌朝に給与する飼料を積んだ給餌車を、夜間、豚舎内に保管していたが、飼料中にネズミの糞が確認されたため、糞を除去してから給与する必要があったこと
- から、感染野生イノシシ由来のウイルスが、ネズミ等の野生動物や給餌車、車両等の出入りを介して農場内に侵入した可能性がある。

(3) 豚舎への侵入要因

- ① 作業者が豚舎に入る際には踏み込み消毒を実施するとともに、豚舎ごとの長靴、作業着及び手袋を使用していたこと
 - ② 母豚を移動する際、豚舎外の石灰帯を歩かせることがあったこと
 - ③ 給餌車は石灰帯を通過するのみで豚舎に出入りしていたこと
 - ④ 豚舎の内外に多数のネズミがあり、豚舎内に保管された飼料中にネズミの糞が確認されたこと
- から、農場がウイルスで汚染されていた場合、豚の移動やネズミ等の野生動物、給餌車の出入りを介して豚舎内に侵入した可能性がある。

【25 例目（岐阜県・山県市）：6 月 5 日発生】

約 8,000 頭を飼養する肥育農場。同一肥育舎において、複数頭の死亡豚がいるとの報告があり、県が立入検査を実施した結果、感染が確認された。

ウイルスが豚舎内に侵入した可能性がある。

【26例目（愛知県・田原市）：6月12日発生】

約1,200頭を飼養する一貫経営農場。23例目発生に伴う清浄性確認検査においてPCR陽性個体が確認され、県が立入検査を実施したところ、この陽性個体について感染が確認された。

（1）ウイルスの侵入時期

- ① 清浄性確認検査及び殺処分前の検査の結果、母豚舎と離乳舎で1頭ずつの合計2頭のみPCR陽性個体が確認され、ELISAは全て陰性であったこと
- ② 陽性となった母豚の子豚及びその同居豚、陽性となった子豚の同居豚を検査した結果、他に陽性個体は認められなかつたこと

から、当該農場へのウイルスの侵入から感染が確認されるまでの期間は極めて短いと推定され、当該農場へのウイルスの侵入は6月上旬頃に起こったと考えられる。

（2）農場への侵入要因

- ① 農場の周辺地域では、感染イノシシは認められていないこと
 - ② 農場の外周にはワイヤーメッシュ柵や電柵は設置されていなかつたこと
 - ③ 一部の飼料タンクに飼料を搬入する際、農場入り口の動力噴霧器で車両を消毒した後、一旦、農場外に出て、農場内のタンクに飼料を搬入する必要があつたこと
- から、農場の周辺がウイルスで汚染されていた場合、車両等の出入りを介して農場内に侵入した可能性がある。

（3）豚舎への侵入要因

- ① 発生豚舎では手給餌を行っていたが、豚舎外の飼料タンクから、手押しの給餌車で飼料を豚舎に入れる際、経路上を消石灰等で消毒するのみで、給餌車の車輪の消毒等は実施していなかつたこと
 - ② 作業者が豚舎に入る際には、踏み込み消毒が実施されていたが、豚舎ごとの長靴の履き替えや作業着、手袋の使用は行われていなかつたこと
- から、農場内がウイルスで汚染されていた場合、人や給餌車の出入りを介してウイルスが豚舎内に侵入した可能性がある。

【27例目（岐阜県・関市）：6月23日発生】

約1,000頭を飼養する一貫経営農場。分娩舎において、複数の死亡豚がいるとの報告があり、県が立入検査を実施、感染が確認された。

有していること、農場間の境界が明確でなく、衛生管理区域を共有していることから、団地内の3戸及び団地内農場のすべての分場についても防疫措置の対象とされた。これらの農場について、殺処分前の検査の結果、団地内の2戸でPCR陽性、1戸でELISA陽性個体が確認された。また、分場3戸のうち2戸で、PCR陽性個体が確認された。

(1) ウイルスの侵入時期

- ① 本場の子豚舎では、豚がいる豚房すべてがPCR陽性となつたが、ELISA陽性となつた個体はいないこと
- ② 本場の分娩舎では、母豚3頭がPCR陽性で、そのうち1頭はELISAでも陽性となつたが、離乳舎の子豚では感染が確認されなかつたことから、感染母豚の子豚から感染が拡大したとは考えにくいくこと
- ③ 分場の肥育舎においては、6月21日と22日に本場から移動した肥育豚は全頭PCR陽性、一部はELISAも陽性となっており、PCR陽性個体は、分場に3棟ある肥育舎のうちこれらの豚が導入された豚舎で最も多く、それ以外の豚舎では数頭がPCR陽性になつてゐるのみで、ELISA陽性の個体は認められないこと
- ④ 本場、分場とも、ELISAが陽性でPCRが陰性の豚は確認されていないこと
から、団地内へのウイルスの侵入は、5月中旬から6月上旬頃に本場の子豚舎か分場の肥育舎で起つたと考えられる。

(2) 農場への侵入要因

- ① 近隣の山間部ではイノシシの生息が確認されているものの、近隣で感染野生イノシシは確認されていないこと
- ② 農場が属する養豚団地では、敷地の境界にワイヤーメッシュ柵や電柵は設置されていなかつたこと
- ③ 養豚団地に出入りする車両の消毒のための動力噴霧器は、最初に感染が起つたと考えられる子豚舎に隣接して設置されていたこと
- ④ 農場内にはネコや野犬が出入りし、豚舎内ではネズミも認められたこと
- ⑤ 本場から分場への肥育豚の輸送は、分場の屋外に保管しているケージと分場の車両を用いて行われていたが、ケージの洗浄、消毒は十分とはいえなかつたこと
から、感染野生イノシシ由来のウイルスが車両や野生動物等により農場周辺に運ばれた場合、車両や野生動物の出入りを介してウイルスが農場内に侵入した可能性がある。

(3) 豚舎への侵入要因

- ① 豚舎に入る際には、踏み込み消毒が実施されていたが、豚舎によっては徹底されず、豚舎ごとの長靴、作業着や手袋の使用は行われていなかつたこと
- ② 本場の豚舎間や分場への子豚の移動にはそれぞれ専用のケージを使用していたが、いずれも屋外に保管されており、洗浄・消毒は十分ではなかつたこと

かに検査を行うよう再度の徹底が必要です。なお、今回の豚コレラは典型的な症状が出てにくい場合があります。

(2) 野生動物の侵入防止対策の徹底

現在も野生イノシシの感染地域は拡大する傾向にあることから、感染イノシシの生息している地域に所在する等、一定の感染リスクがあると認められる農場については、衛生管理区域の境界における防護柵や電柵の設置により、イノシシをはじめとする野生動物の農場への侵入防止対策を徹底する必要があります。また、豚舎内のネズミの駆除や豚舎の開口部へ防鳥ネットの設置等の、豚舎内への野生動物の侵入防止対策を行なう必要があります。

(3) 感染リスクがある地域の農場から豚を出荷する場合の対策の徹底

これまでの発生農場における感染確認までの経過から、農場にウイルスが侵入してから症状等により豚コレラを疑うまでには1か月程度を要する可能性が高いことから、感染イノシシの生息している地域に所在する等、一定の感染リスクがあると認められる農場については、他の農場への豚の出荷に際し事前に検査を実施する等、予防的な対策を実施する必要があります。

(4) 適切な洗浄・消毒

愛知県、岐阜県及びその隣接県の豚飼養農場（イノシシを含む。以下同じ。）においては、農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒、畜産関係車両以外も含めた出入りする全ての車両の洗浄・消毒を徹底する必要があります。また、手押し車等の器具類を豚舎外から持ち込まないようにするとともに、やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒を徹底し、豚房の中には入れない等の対策が必要です。さらに、豚舎に入る際には、踏み込み消毒を利用するだけでなく、豚舎ごとに専用の長靴を使用するとともに、立入前の手洗いや手指の消毒をこまめに行なう必要があります。

(5) 豚の移動の際の衛生対策の徹底

愛知県、岐阜県及びその隣接県の豚飼養農場においては、豚舎間や農場間で豚を移動させる際には、豚舎外を歩かせることは避け、洗浄・消毒済みのケージを使用する必要があります。やむを得ず豚舎外を歩かせる場合は、豚を歩かせる前に通路の洗浄・消毒を徹底する必要があります。

(6) 教育訓練等

畜舎内での飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行う必要があります。また、畜舎内での飼養作業を行う者に対し、発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の豚コレラを疑う症状につ

参考資料 1

写

元消安第 2565 号
元生畜第 818 号
令和元年 9 月 27 日

(別記者) 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
生産局生産部飼料課長

豚コレラ感染の確認に伴う飼料配送時の消毒の徹底等について

平素より家畜衛生の推進ならびに飼料の安定供給に御尽力いただき感謝申し上げます。

これまで、豚コレラの発生に伴う飼養衛生管理の徹底については、当省から発出した累次の通知等により、飼料関係団体や農場主等に対して農場に出入りする車両の消毒等を徹底するよう指導しているところです。

このような中、9月 20 日に予防的ワクチンの接種が可能となるよう豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を改定する方針が決まりました。また、9月 24 日に埼玉県で発見された死亡野生いのししの豚コレラの感染が確認されました。

本病の更なる拡散を防止するため、野生いのししの捕獲調査について強化し、本病の拡がりを的確に把握するよう努めているところですが、本病の発生予防・まん延防止のためには、農場への車両や人の出入りの際の消毒の徹底を各農場ごとに確實に実施していく必要があります。

なお、今後、飼料販売業者等の消毒の励行等を、特定家畜伝染病防疫指針に明記するべく改正することとしているところです。

貴会におかれましても、別添「飼養衛生管理基準（日々の作業における注意事項）」の「1. 車両からの伝播防止」、並びに農林水産省のウェブサイト（※）の内容をご理解いただくとともに、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場時の専用衣服等の更衣等について、貴会の会員及び関係飼料配送業者に改めて周知徹底していただきますようよろしくお願い申し上げます。

※ http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html